

農地流動化の促進の観点からの転用規制の あり方に関する検討会開催要領

平成27年3月19日付け26農振第1908号

1 目的

平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める」とされたところである。

このため、有識者からなる農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 会議の招集

会議は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が招集する。

3 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 農村振興局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。
- (4) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (5) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (6) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

4 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要は、原則として公開するものとする。

5 事務局

検討会に係る事務は、農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。